

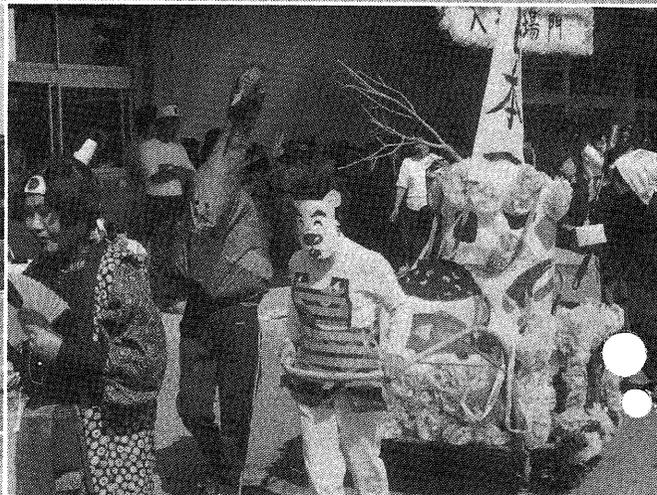
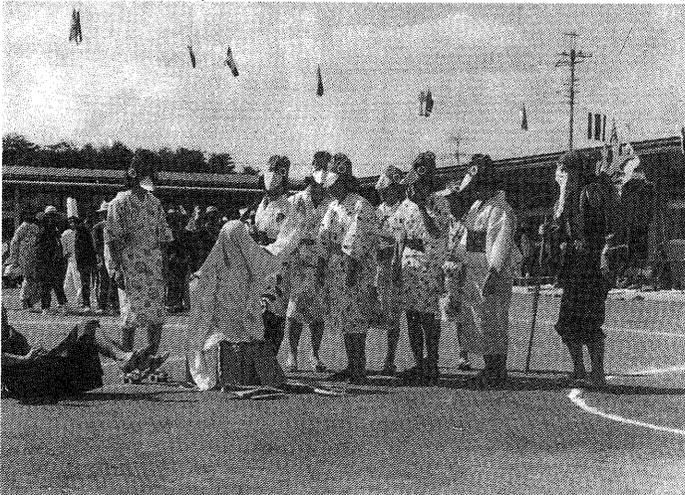
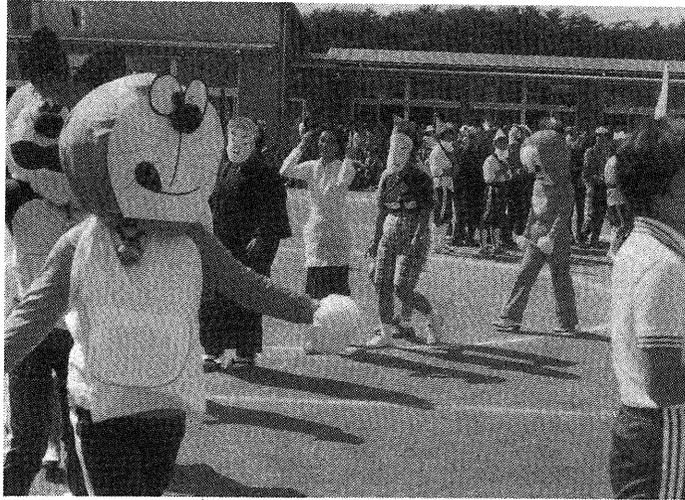


村章  
昭和51年4月  
1日に制定

# こうなん

'80・11  
No. 121

編集・発行  
大里郡江南村役場  
TEL36-1521 〒360-01



## —— 幼稚園で仮装行列 ——

さる10月29日、晴天に恵まれたこの日、江南幼稚園では、運動会が盛大に行われました。

この日の呼物は、PTAのお母さんたちの仮装行列、各クラスごとに思考をこらし、「ドラエモン」や「ヒゲダンス」、また、童話の「ももたろう」や「したきりすずめ」などにふんした行列に、子供たちや参会者たちは大喜びでした。

## おもな内容

昭和五十四年度決算	(3)
国勢調査の結果	(2)~(3)
江南村文化祭を開催	(4)
同和問題とは	(5)
体育祭のスナップ	(6)
農家のページ	(7)
おしらせとあんない	(8)
税のコーナー	(8)
母と子の会話	(8)

# 昭和五十四年度決算

## 十六億五千九十五万円 定例村議会で承認

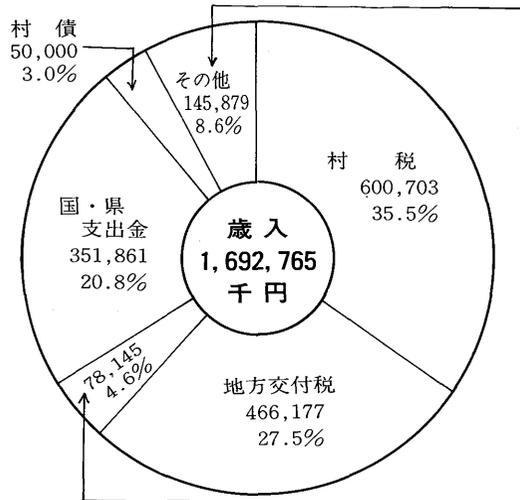
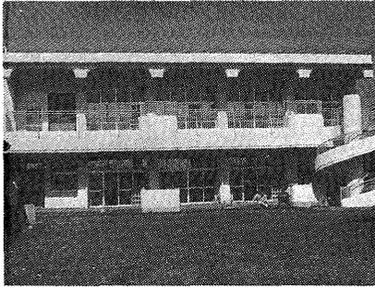
村政は、皆さんの深いご理解とご協力によりまして、各行政分野にわたって順調に進んでいます。  
昭和五十四年度決算は、九月二十九日から十月十五日までの十七日間にわたって行われた定例村議会において、常任委員会へ付託され、慎重なるご審議をいただき承認されましたので、報告いたします。

### 一般会計決算概要

昭和五十四年度の一般会計は、当初予算十二億九千四百十七万一千円の規模でありましたが、その後五回の補正によって最終予算額は十六億八千五百四十二万六千三百三十七円となりました。

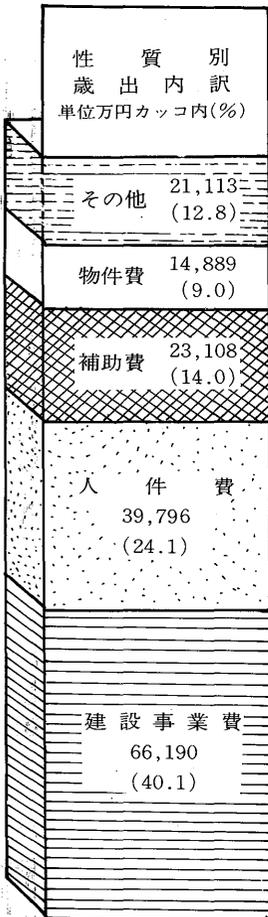
これに対して決算額は、歳入十六億九千二百七十六万五千五百一円、歳出十六億五千九十五万六千六百七十八円で歳入歳出差引額四千八百八十八千三百七十三円となりました。

増築なった幼稚園舎



財産収入	32,381千円	1.9%
分担金及び負担金	23,547千円	1.4%
使用料及び手数料	17,679千円	1.0%
寄附金	5,000千円	0.3%
諸収入	12,801千円	0.8%
繰越金	54,471千円	3.0%

自動車取得税交付金  
地方譲与税  
交通安全対策特別交付金



その他の内訳  
維持補修費  
公債費・出資金  
繰越金・扶助費

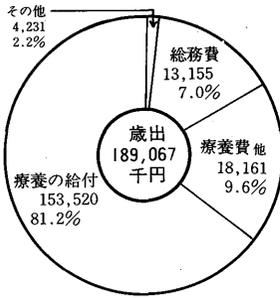
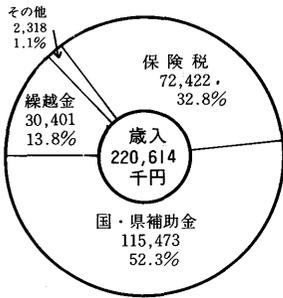
(3) 広報こうなん

# 国民健康保険 特別会計

国保会計の約八十一・二%を占める医療費は、前年に対し六・二%の伸び率を示しております、歳入総額二億二千六十一万四千七百二十二円となりました。

これに対して歳出総額は一億八千九百六十七万二千八百三十三円となり、歳入歳出差引三千百五十四万七千四百三十九円の剰余金を残して決算することができました。

この内容についてみますと、保険税は前年に対して十・九%増で



一世帯平均六万六千二百五円となりました。また、一世帯当り診療費についてみますと、十三万七千九百三十三円となっており、被保険者一人がこの一年間に約五・三回病気にかかり、十三・三日間通院したことになります。

また、国保への加入世帯は、年度末現在で一千二百二十五世帯、被保険者数は三千五百四人で村の人口の約三十七・六%が加入しております。

## 水道事業 特別会計

昭和五十四年度は、水道事業経営の健全化を図るため、水道料金及び加入金を改正したため、若干大口需要者使用水量は抑制されました。また、湯水期の水を確保するために、第三次拡張工事を二カ年継続事業として始め、前年度は浅井戸二本と各水源の水位計・流量計・電気計装器類及び配水管の敷設替工事を実施いたしました。

決算の概要は次のとおりです。

収入 一四四、九四一千元  
支出 一四五、五一一千元  
資本的収入と支出  
収入 八〇、八三二千元  
支出 一〇一、七三三千元



# 国調人口一万人を突破 前回は二・二%増、一〇一七人増加 人口一〇、一八一一人に

十月一日現在で実施されました国勢調査は、村民の皆様のご協力により無事終了し、江南村の集計がまとまりましたので、報告いたします。

今回の調査では、初めて江南村の国調人口が一人を突破し、伸び率も一・一%と戦後の最高となりました。これは都市計画法による市街化区域を中心に増加したものと思われ、今後も同じようなペースで増加すると予想されます。

昭和二十五年度の国勢調査から今回の調査までの江南村人口の推移は表のとおりです。

国勢調査による人口、世帯数の推移

年	人口	男	女	世帯数
昭和25年	7,992	3,899	4,093	1,339
昭和30年	8,095	3,964	4,131	1,351
昭和35年	7,801	3,845	3,956	1,349
昭和40年	7,709	3,841	3,868	1,458
昭和45年	8,485	4,392	4,093	1,609
昭和50年	9,164	4,671	4,484	1,873
昭和55年	10,181	5,160	5,021	2,277

調査結果は  
広範囲に利用

また、この国勢調査は現在統計局で細部にわたり集計中ですが、結果はいろいろな分野で利用されます。おもなものは、次のとおりです。

- 一、議員定数・選挙区の決定
- 一、交付税算定の基礎資料
- 一、過密・過疎対策・地域計画
- 一、社会福祉対策
- 一、雇用・交通・住宅対策

このように、調査結果は、行政の重要な基礎資料となります。

なお、他の統計調査（農林業センサス・事業所統計・商業統計・工業統計）につきましても、今後一層の関心とご理解ご協力をお願いいたします。国勢調査の報告といたします。

## 選挙人名簿定時登録 登録者数六、四七四名に

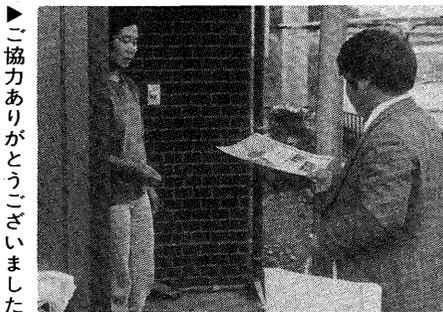
定時登録は、毎年九月一日現在により、選挙人名簿に新しく登録されるかたを調査し、九月十日に登録することになっております。

なお、選挙が実施されるときは投票時登録が行われます。

投票区別有権者数  
各投票区別の有権者（登録者）数は下表のとおりです。

昭和55年9月10日現在

投票区名	男	女	計
第1投票区	595	604	1,199
第2投票区	705	726	1,431
第3投票区	594	599	1,193
第4投票区	701	729	1,430
第5投票区	611	610	1,221
合計	3,206	3,268	6,474



協力ありがとうございました

# 第二回文化祭を開催

昨年の第一回文化祭については村民皆様のご協力をいただき盛大に終了できましたことを厚くお礼申し上げます。

本年も次のとおり第二回文化祭を開催いたしますので、お知らせいたします。

一、期日 十一月二十三日(日)から十一月二十四日(月)(振替休日となります。)

二、公開時間 午前九時～午後五時まで(ただし、二十四日は午前中)

三、場所 村民体育館及び中学校体育館

四、内容 文化(美術)作品の展示・福祉バザール・農産物の展示即売・サービスコナー等、

五、皆さんに出品いただく物  
(1)文化(美術)作品部門  
出品する範囲及び規格は、次表のとおりです。

出品者は十一月十五日までに出品の申込を役場総務課まで行うこと。出品物の会場への搬入は二十二日午前九時～午後四時までに行うこととし、引取りは二十四日午後一時からとなります。(問合せは役場総務課へ)

種別	規格等	出品点数
文化(美術)作品	書 条幅、半紙、色紙とし額装か表装のもの	1点
	絵画 日本画、洋画等50号以内とし、額装か表装のもの	3点以内
	写真 白黒は半切以上、カラーは四切以上で(ネール張りのもの(ガラス額入り、組写真、スライドは受付ない))	3点以内
	手芸 手作りの単独作品で、ただちに展示できるもの	2点以内
	盆栽 鉢物とし、高さ1m・幅1m以内のもの	2点以内
	いけ花 高さ幅とも1m以内で11月22日午後1時～4時までに活る	1点

(注) 児童・生徒の作品は、各学校から提出される以外、受付られません

(2)福祉バザール部門  
寄付をしていただく善意の品は次のとおりとします。

衣類、シーツ類、台所用品、食料品、文房具、運動用品等で未使用の品とする。  
出品物の提供方法は、江南村社会福祉協議会の役員さんが十一月八日(土)～十一月十七日(月)までの間にお宅へお伺いいたしますのでご協力をお願いします。

(問合せは役場住民課へ)  
(3)農産物部門  
出品できる範囲及び数量は、次表のとおりです。  
出品者は、十一月十五日までに各字の農事支部長さんに申込んでください。品物は十一月二十二日に役場より農事支部長さん宅まで受領に伺います。  
なお、出品した農産物は返却いたしません。

種類	農産物の範囲・数量	
	数量	種類
玄米	5合	麦類
大豆	3合	小豆
ゴマ	2合	落花生
甘しょ	10コ	馬鈴しょ
里いも	15コ	ハツ頭
白菜	3コ束	大根
キャベツ	3コ	ホーレン草
きゅうり	10本	ねぎ
にんじん	10本	ごぼう
かき	5コ	しょうが
ゆず	5コ	くり
ひらたけ	500g	生しいたけ
まゆ	300g	鶏卵
民芸品	2点以内	農産物加工品

## 同和問題とは

—理解と認識を深めるために—

### (2)部落差別は自然にはなくなる

現在の社会に生き残っている部落差別を解消するため、県では、生活環境の改善、社会福祉の充実、職業の安定、教育文化の向上などを総合対策を推進しています。

善整備すべき点が残されている。以上のことからも明らかのように、部落差別は自然に解消されていくものではない。この「寝た子を起すな」という考え方は、何もしくなくてもよいという考えにつながるもので、これまでの歴史的経過が示すように、差別をいつまでも残し続けることになる。同和地区の人々のなかに「寝た子を起すな」という声があるとすれば、それはむしろ、厳しい差別の現実があるということを裏付けているものと受けとめるべきだろう。

しかし、一方では、「寝た子を起すな」とか「そつとしておけば自然になくなる」という声が同和地区の内外から聞かれる。果してそうだろうか。

昭和五十年「全国特殊部落地名総鑑」「全国部落リスト」など悪質な差別図書が発行され、また、それを購入した企業があったことなどが明るみに出る、といったようにに今なお、部落差別は根強く生きているのである。また、昭和四十四年に同和对策事業特別措置法が制定されてからは、同和对策事業が総合的に推し進められ、同和地区の生活環境の改善などが急速に図られつつあるが、まだまだ改

このほか「自分には関係ない問題だ」という人々に対しては、「同和問題が存在しているということ、わが国に民主主義が徹底されていない」ということを物語るもので、いわば、民主主義、基本的人権の尊重をうたった憲法にかかわる問題であるということを理解してもらいたい。

同対審答申が「同和問題の解決は国民的課題」というのも、まさにこの点をふまえてのことである。部落差別の解消をめざして、国や地方公共団体では、行政の責務として、種々の施策を実施しているが、これらの施策が実を結ぶためには、同和問題に対する県民の理解と協力が必要である。

体育祭の  
スナッブ

スポーツの秋を迎えて皆さんも  
スポーツに励んでおられることと  
思います。今年度も、村民体育祭  
をはじめ小・中学校、幼稚園、保  
育所で運動会が盛大に行われ、幼  
児からお年寄りまで楽しい秋の一  
日を過ごしました。



▲ うなぎつかみ (村民体育祭)



▲ ふうせんぼほほさみ (村民体育祭)



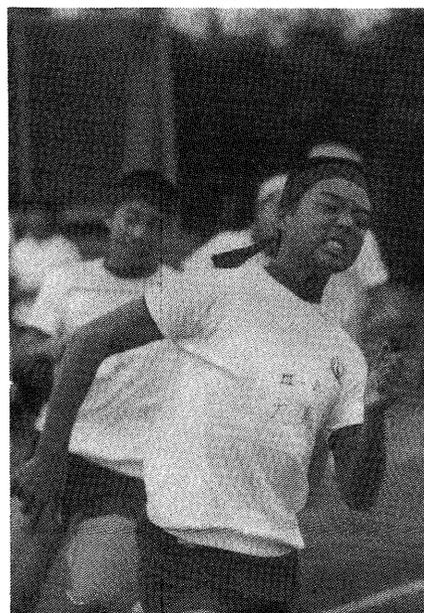
▲ 台風の日 (幼稚園)



◀ 障害物競走 (保育所)



▲ なかなか割れません (村民体育祭)



▲ 力走 (中学校)



# 統制小作料の期限切れと 小作契約について

昭和四十五年に農地法の一部改正が行われ、農地の賃貸借に関する一連の規制が緩和されました。そのひとつとして、同年十月一日以降に契約された賃貸借等については貸し手、借り手双方の自由な話し合いで、標準小作料制度のもとで小作料の額を決めることになっていきます。ところが、この改正の際、「小作農の経営に急激な変化を与えないように」との配慮から、昭和四十五年九月三十日以前に契約された小作料については、経過措置として、「向こう十年間」は小作料の最高額統制が継続されることになっていました。つまりこの十年間の期限がごとし九月三十日までということになり、この日をもって小作料の最高額統制は完全に失効しました。こうした事情から、次の点に留意して、契約が円満に行われるよう願うものです。

一、小作料統制期限切れは小作契約の失効ではない。  
この十月以降の小作料額は当事者双方の協議によって、標準

二、昭和五十五年の小作料は従来通り  
一般に農地の利用関係は年単位であり、その小作料は主作物の作付前にその額がきめられ収穫後に支払うことが通常であるとし、今年の小作料は従来の契約で定められた小作料が妥当だとしていきます。

三、適当な額について  
統制期限切れ後の小作料は、当事者間の協議によってその額を定められることが出来ませんが、本村のように標準小作料の設定してある地域内では、「標準額に比べて適正と認められる額」によるものが望ましいとされ、その額は一、三倍までです。また小作地の土地改良費の全部又は一部を借り手が負担している場合には、この点も考慮してきめていただきます。

四、小作料の改定について当事者間の協議がとれない場合の取り扱い  
この場合、借り手が小作料を支払わないでいると「債務不履行」になりますから、支払期日までにその相当と認める額を支払っておくことが必要です。当事者間で改定について合意を得ることが困難となった場合は、(一)農業委員会に基づくあっせん(二)農地法に基づく和解等がありますので、農業委員会に申し出てください。

五、貸し手から買取り請求があった場合の取り扱い  
農業委員会をめぐす方には農地取得資金等の枠もありますので、農業委員会へご相談ください。

六、小作料の定額全納制の改正  
今回の農地法の改正によって農業委員会の承認を受けた場合には例外的に物納ができます。農業委員会では承認基準を作成中ですので、後日お知らせいたします。

七、当事者で合意が出来た場合の

## 農地法が

### 一部改正

### されました

取り扱い  
当事者で合意が成立した場合は、賃貸契約書に記載し、双方押印の上、農業委員会に通知します。本村では後日農業委員さんを通じて配付しますので、適正な額で契約して通知してください。

十月一日より農地法の一部改正が行われました。主な改正点は次のとおりです。

一、農地の転貸禁止等の特例の新設  
従来小作地の転貸は原則として禁止されていましたが、世帯員への転貸は例外として認められました。

二、許可権限等の農業委員会への移譲  
(1)在村者の耕作目的の権利取得は、農業委員会の許可となります。  
(2)市街化区域内の農地の転用届出先の改正  
農業委員会への届出となります。転用行為四〇日前までに、添付書類は従来より一部づつ少なくして提出してください。

## 教育長に小島さん再任

任期満了になりました教育委員(教育長)の小島さんは、九月の定例村議会で同意が得られ、教育委員に再任されました。

- また、教育委員の吉田清さんは、新たに押切一四五番地一の特田包雄さん(61)が選任されました。
- |       |         |
|-------|---------|
| 委員長代理 | 滝田 栄一さん |
| 委員    | 舟橋 広之さん |
| 委員    | 持田 包雄さん |
| 教育長   | 小島 孫一さん |

また、固定資産評価審査会委員の選任も行われ、長谷川七郎さんが再任されました。

構成は次のとおりです。

- |    |           |
|----|-----------|
| 委員 | 長 福田 徳重さん |
| 委員 | 長 谷川 七郎さん |
| 委員 | 員 杉田 清喜さん |

委員 長 笠原 満さん

# おしらせとあんない

## 私達と国民年金

国民年金制度が出来たことにより、だれもがいずれかの年金制度に加入する国民皆年金時代です。つまり、国民のだれもが保障を受けて明るい老後が送れるようになっているものです。

国民年金に該当する人は、20歳から59歳までの日本人で、厚生年金や各種の共済組合などに加入していない人です。これは、農業・商業などの自営業者や自由業の人達を強制加入者とし、サラリーマンの奥さんや学生などを任意加入者としています。

加入すると、老後の保障はもちろんのこと障害者になったり、母子家庭になったときなども年金が受けられます。

保険料は1か月 3,770円で、このほか、より多い年金を希望する人は付加年金制度に加入すると、1か月 400円上積みされます。納める方法は2か月を単位としているほか、毎年4月中に1年分をまとめて前納することもできます。

年金相談	とき	55年 11月 7日
		午前 10時
		午後 3時まで
	ところ	江南村体育館
	◎国民年金・厚生年金等年金のことならなんでもご相談下さい。	

## 三種混合

日時……11月10日 受付 午後1時より1時30分まで  
場所……村民体育館  
対象……昭和53年7月1日から12月31日生れの方

## 子宮ガン検診

日時……11月12日 受付 午後12時30分～1時30分まで  
場所……母子センター  
対象……申込みとし、11月5日までに役場衛生課へ  
検診料……830円

## インフルエンザ

日時……11月18日 受付 午後1時から1時30分まで  
場所……村民体育館  
対象……一般希望者

## 小犬等、不用犬の収集

日時……11月5日 9時30分から12時  
場所……農業教育センター入口・静簡院入口・野原青木仲吉さん宅裏・農協南支所小原十字路・三本あづまや前・江南農協・御正中島商店東・役場  
※くわしくは、回覧をごらんください。

## 県民手帳の頒布

村では、県の統計情報や官公庁の案内及び日常生活に役立つ知識などを収録した56年版県民手帳を頒布しております。ご希望の方は役場企画課でお求めください。

### 頒布価格

大型 (8.5×14<sup>1</sup>/<sub>2</sub>寸) 400円 (エンピツ付)  
小型 (7×11<sup>1</sup>/<sub>2</sub>寸) 250円 (エンピツ付)

## 歩け歩け大会を開催

毎年実施しております村民歩け歩け大会を、本年も下記の日程により開催いたします。

郷土の自然に親しみつつ郷土の文化財をたずね歩くことにより、体力を養い村民相互の親睦を深めるために、村民大勢の方の参加をお待ちしております。

とき・11月23日 (勤労感謝の日)  
集合・江南中学校 午前8時30分  
出発・午前9時、解散は午後3時  
コース概要

中学校～静簡院～畜産試験場～農業教育センター～とちの実の郷～立正大学 (昼食)～文殊寺～八幡神社～釈迦寺～陣屋跡～南小学校～大沼公園～中学校

この大会は回覧でご案内いたしますが、くわしくは教育委員会へお問い合わせください。

## 児童扶養手当制度

父母が離婚したとか、父が死亡したなど父のいない家庭で、義務教育終了前の児童を養育している母親または、養育者が対象となります。

### 手当の額 (一カ月につき)

児童一人の場合……二万六千円  
児童二人の場合……二万八千円  
児童三人以上の場合、二人のときの金額に一人増すごとに四百円が加算されますが、公的年金を受けているときや児童が福祉施設に入っているときは、支給されません。

### 特別児童扶養手当

精神または、身体に障害がある二十歳未満の児童を家庭で育てているかたが対象になります。

### 手当の額

一級の障害状態にあるものは、月額三万円、二級の障害状態にあるものは二万円が支給されます。児童福祉施設に入所している場合は支給されません。なお、この手当も一定の所得制限があります。(問合せは役場住民課へ)

### 税のコーナー

#### 所得税の予定納税は 十二月一日までに

十一月は所得税の予定納税第二期分を納めていたが、く月です。

第二期分として納めていただく額は、既に税務署から通知してありますから、その通知書の金額を十一月一日から十二月一日までの間に納めてください。

なお、次のような理由で今年の間所得を見積り計算して納める税額が、昨年納めた税額より少なくなると見込まれるときには、予定納税額を減額する申請ができます。

- ① 十月三十一日現在で
  - ② 廃業や休業、転業などのため
- に今年の所得が前年分より少なくなると見込まれるとき

② 景気の変動や業況不振で、今年の所得が前年分より相当少なくなるとき

③ 多額の医療費を支払ったために、医療費控除を受けられると見込まれるとき

④ 新たに扶養控除、老年者控除や障害者控除などが受けられることとなったとき

なお、その申請期限は十一月十五日までとなっておりますが、くわしいことは税務署・税務相談室へおたずねください。

#### 税を知る週間

十一月十一日～十七日

国は、みなさんの幸福と繁栄のために、幅広い活動を行ってまいります。

税金は、このような国の活動の大切な財源であり、私たちの日常生活にもいろいろな面がかかわり

あつていきます。

このように身近な税金についての仕組みや使いみちなどを、国民のみなさんに正しく理解していただくことと、今年も十一月十一日から十七日までを「税を知る週間」として、デパートなどみなさんの身近な場所で、臨時の税務相談所を開設したり、税に関する資料を展示するなど各地でいろいろな行事が行われます。

熊谷地区では、十一月十四日から十六日まで、八木橋デパートで行います。

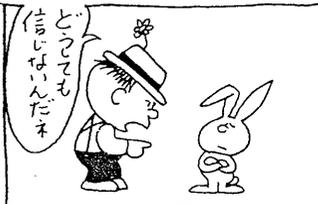
#### 今月の納税

固定資産税…第四期分

納期限…十二月一日

◇納税にさかえる地域

ひらける国土◇



言葉の学習するうえでの身近なお手本といえるでしょう。



#### 言葉のしつけ

### 身近な手本は家庭から

言葉は、幼児期から正しくはっきりとした日本語を身につけさせるようにしましょう。

テレビなどの発達で、子供は自然に言葉を覚える機会が多く、耳から入るいろいろな言葉―単語―をどんどん吸収しています。しかし、なんといつてもお母さんとの会話を通して、子供は、どんなときにもどういふ言葉を使うかというその場の状況や感情を体得していきます。

ですから、子供は、まずお母さんを通して、さらにお父さんとお母さんのやりとりを聞きながら、言葉(の使い方)を身につけていきます。

一見、聞いていなさそうに見えても、子供は、親の会話を膚で感

情・心が伴います。「ありがとう」というときには、それにふさわしい態度、しぐさがあるはず。心から相手に感謝する心が働かなければ、「ありがとう」という言葉も生きてきません。

子供にとっては、お母さんの言葉遣い、そして家庭での会話が、言葉学習するうえでの身近なお手本といえるでしょう。